

こども図書館命名権取得者及び呼称の決定について（報告）

1 概 要

施設の維持補修費を含む管理運営経費の財源を確保するため、命名権取得者を公募（先着順）し、応募のあった広島市こども文化科学館及び広島市こども図書館について、命名権取得者及び合築施設の呼称を決定した。

2 命名権取得者及び合築施設の呼称

区分	広島市こども文化科学館及び広島市こども図書館
呼 称	ファイブ デイズ 5 -Daysこども文化科学館・こども図書館
命名権取得者	株式会社 ^{ファイブ} 5 コーポレーション
代表者	代表取締役 ^{たなか よしのり} 田中 良典
所在地	広島市安佐南区緑井二丁目 28 番 25 号
主たる業務内容	学習塾（毎日個別塾 5 -Days）の経営
命名権料 （年額：税抜き）	3 2 4 万円 （1 0 0 万円）
期 間	平成 2 9 年 9 月 1 日～平成 3 2 年 8 月 3 1 日（3 年間）

【参 考】

- 平成 2 9 年 6 月 2 3 日 審査委員会を開催し、命名権取得者を決定
- 平成 2 9 年 7 月 1 4 日 命名権取得者と命名権契約を締結、教育委員会告示
- 平成 2 9 年 9 月 1 日 呼称使用開始

【参 考】広島市公共施設命名権取得者の公募について

1 命名権導入の趣旨

命名権とは、英語ではネーミングライツ（Naming rights）と呼ばれ、施設などに対して名称をつけることのできる権利を指す。

本市の公共施設への命名権の導入は、命名権取得者から命名権料を得ることによって、施設の維持補修費を含む管理運営経費の財源の確保を図ることを目的として、平成26年度当初予算に向けた事務・事業の見直しの一つとして取り組むことを決めたもので、平成28年度以降は、常時先着順で応募を受け付けている。

2 命名権の応募資格・契約条件

- (1) 命名権料を支払う能力があること
- (2) 広島県内に本社若しくは支店またはこれに準じる事業所を有すること
- (3) 次のいずれにも該当しないこと（除外要件）
 - ア 広島市広告掲載基準第2条に規定する規制業種（風俗営業等、貸金業、たばこ、ギャンブル、暴力団等）に該当する者
 - イ 税金の滞納がある者
 - ウ 広島市競争入札参加資格者の指名停止を受けている者
 - エ 指定管理者制度導入施設については、命名権導入時の指定管理者の事業目的と競合関係にある者
- (4) 命名権料下限額、年額100万円以上
- (5) 呼称使用期間、3年以上を原則

3 命名権の導入状況

区分	命名権取得者	呼称
市民球場	マツダ(株)	MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島
文化交流会館ホール	(学)広島文化学園	広島文化学園 HBG ホール
広島広域公園陸上競技場	(株)エディオン	エディオンスタジアム広島
アステールプラザ (文化創造センター・中区民文化センター・国際青年会館・中区図書館)	(株)ジェイ・エム・エス	JMSアステールプラザ
まちづくり市民交流プラザ	(株)合人社計画研究所	合人社ウェンディひと・まちプラザ
交通科学館	(株)アフィス（沼田自動車学校）	ヌマジ交通ミュージアム
中央庭球場	(学)広島白鳩学園	広島翔洋テニスコート
東区スポーツセンター	(株)マエダハウジング	マエダハウジング東区スポーツセンター
総合屋内プール	広島信用金庫	ひろしんビッグウェーブ

4 命名権取得者の決定

命名権の応募資格・契約条件を満たしていることを確認し、命名権取得者の適格性等（①経営状況等、②社会貢献及び地域貢献活動の状況、③コンプライアンスに関する状況、④施設の呼称としてのふさわしさ）について、審査委員会で審査を行い、命名権取得者を決定する。